



民有地の復旧に係る略式代執行の告示について

令和4年9月の降雨により発生した呉市清水2丁目11番街区における石積擁壁の崩壊については、当該工作物の所有者等が確知できないことから、現在も復旧が行われない状態が続いています。

このままの状態が続くと更なる被害が発生する恐れのあることから、本日宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、従前の例によるとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第17条第3項により準用する同法第14条第5項の規定による告示を行いました。措置の期限までに所有者等が行うべき措置の内容が実施されない場合には、所有者等の負担において、呉市がその措置を実施します。

1 土地の所在地 呉市清水2丁目11番33号地先北側斜面

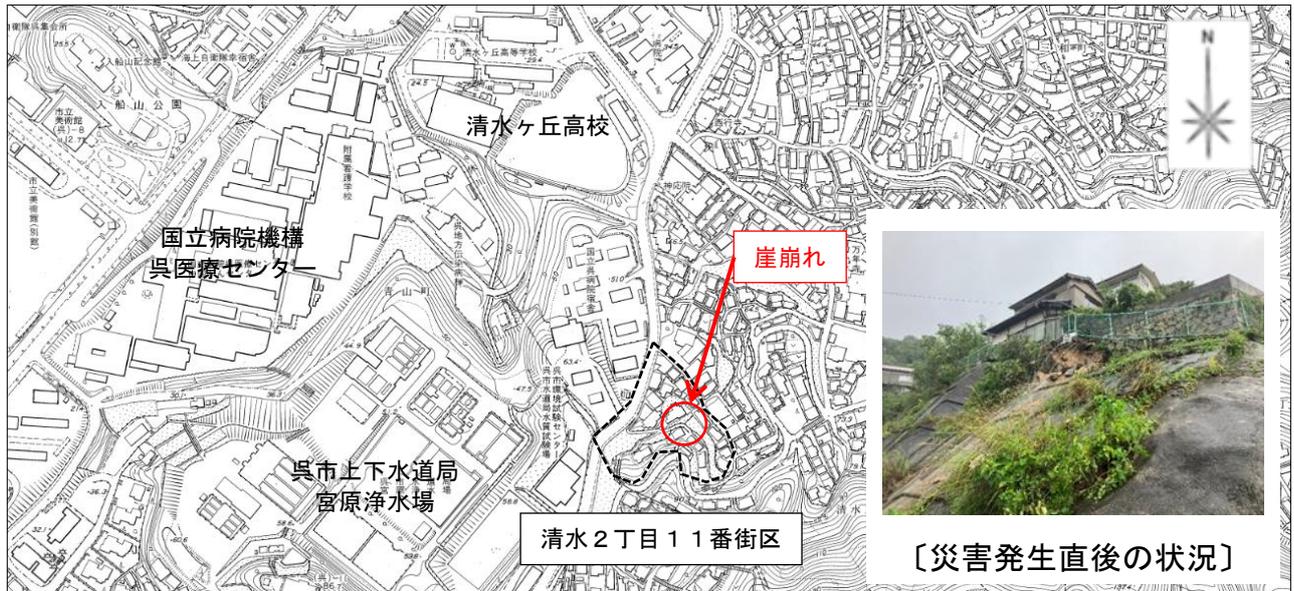
2 工作物の情報 石積擁壁

3 所有者等が行うべき措置の内容

崩壊した工作物に対する災害の防止のために必要な措置に着手すること。

4 措置の期限 令和5年11月22日

当該期限までに3の措置を行わない場合は、所有者等の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。



〔位置図〕